

環境厚生常任委員会

日 時 平成30年6月8日（金）
午後3時00分 ～
場 所 第3委員会室

1 開 議

2 子どもの権利条例（仮称）について

3 その他

亀岡市子どもの権利条例（仮称）（案）

前文

（省略）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利が保障されるように、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子どもをいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設をいう。
- (4) 市民等 市内に居住、通勤又は通学等をする者をいう。ただし、子ども・子育て支援法に規定する子どもを除く。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に規定する権利をいう。

（基本理念）

第3条 子どもは、個人としての尊厳が尊重され、子どもの権利が保障される。
2 子ども権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進され

なければならない。

- (1) 権利の主体である子どもが、その年齢と発達に応じた子どもの権利を自ら行使できるように支援されること。

(市等の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の公共団体等との連携に努めるものとする。
- 3 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、子どもの権利を保障しなければならない。
- 4 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、子どもの権利を保障しなければならない。
- 5 市民等は、基本理念にのっとり、相互に連携、協力し、子どもの権利を保障しなければならない。

(子どもの権利の普及)

第5条 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。

(子どもの権利の日)

第6条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

- 2 権利の日は、11月20日とする。
- 3 市は、権利の日の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第7条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための基本計画を策定し、定期的に検証し、必要に応じて改定するものとする。

- 2 市は、基本計画を策定または改定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第8条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第10条 議会は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

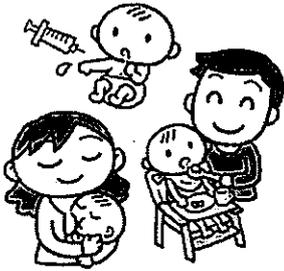
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

「子どもの権利条約」子どもの権利は大きく分けて4つ



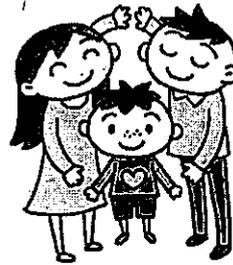
生きる権利

すべての子どもの命が守られること



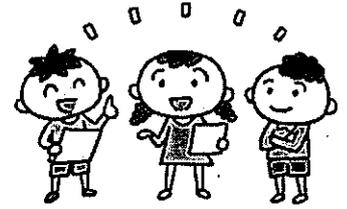
育つ権利

もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること



守られる権利

暴力や搾取、有害な労働などから守られること



参加する権利

自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

「子どもの権利条約」 一般原則

・生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

・子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが行われる時は、「その子どもにとって最もよいこと」を第一に考えます。

・子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

・差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種、性別、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(Unicef ホームページより)

岩倉市	川崎市	豊島区
自分らしく生きる権利	安心して生きる権利	安心して生きること
育つ権利	ありのままの自分である権利	個性が尊重されること
守られる権利	自分を守り、守られる権利	自分で決めること
参加する権利	自分を豊かにし、力づけられる権利	思いを伝えること
	自分で決める権利	かけがえのない時を過ごすこと
	参加する権利	社会の中で育つこと
	個別の必要に応じて支援を受ける権利	支援を求めること

■ 岩倉市子ども条例

第2章 子どもの権利

(子どもの権利の保障)

第3条 子どもは、いかなるときも、この章で定められた権利が保障されます。

(自分らしく生きる権利)

第4条 子どもは、自分らしく生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の価値が認められ、尊重されること。
- (2) 自分の考えや気持ちを自由に持ち、また、表明することができること。
- (3) 発達に応じて、自分のことを自分で決めること。

(育つ権利)

第5条 子どもは、子どもらしく育つために、次のことが保障されます。

- (1) 遊び、学び、休息すること。
- (2) 自然、歴史、文化、芸術、スポーツに親しむこと。
- (3) 家庭で食事や会話等の楽しい時間を過ごすこと。
- (4) 夢を抱き、それに向かつて挑戦すること。

(守られる権利)

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障さ

第6条 子どもは、安全で安心して生きていくために、次のことが保障されます。

- (1) 命が守られること。
- (2) あらゆる暴力や犯罪から心身ともに守られること。
- (3) 健康に生活ができ、適切な医療が受けられること。
- (4) あらゆる差別を受けないこと。
- (5) 愛情と理解を持って育まれること。
- (6) 平和な環境で生活できること。
- (7) プライバシーや名誉が守られること。

(参加する権利)

第7条 子どもは、自分に関係することについて主体的に参加するために、次のことが保障されます。

- (1) 自分の意見や考えを表明する機会が与えられること。
- (2) 表明された意見や考えが尊重されること。
- (3) 発達に応じて、活動の機会が用意され、意思決定に参加すること。
- (4) 必要な情報の提供や支援を受けられること。

■ 川崎市子どもの権利に関する条例

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわ

しい生活ができること。

(6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。

(5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

■ 豊島区子どもの権利に関する条例

第3章 大切な子どもの権利

(大切な子どもの権利)

第5条 大切な存在として尊重される子どもは、あらゆる場面において、この章に規定する権利などが保障されます。

(安心して生きること)

第6条 子どもは、安心して生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 何ものにもかえがたい生命が守られること。
- (2) 差別や偏見を受けないこと。
- (3) 心身を傷つけられないこと。
- (4) 平和で安全・安心な環境の下で生活すること。

(個性が尊重されること)

第7条 子どもは、個性が尊重され、自分らしく生きるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 個性が認められ、自分の可能性が大切にされること。
- (2) 自分の思っているところに従い、意見や信条を持ち、行動すること。
- (3) 子どもであることを理由として、不当な扱いを受けないこと。
- (4) 自分に関する情報が不正に利用されないこと。
- (5) 個人にかかわる事柄について、特別な場合を除き、その意思に反して公開されないこと。

(自分で決めること)

第8条 子どもは、発達に応じて、自分に関する事柄を自分で決めるために、次に掲げることが保障されます。

- (1) 自ら考えるところに従い、選んで決めるために、様々な情報を、おとなや社会から集めること。
- (2) 前号の情報に関して、子どもが理解できるように、おとなに対して説明を求めること。

(思いを伝えること)

第9条 子どもは、自分の思いを伝えるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 自分の想いを、言葉やその他の手段により、他の人の権利を尊重しながら自由に表現すること。

(2) 自分の願いや気持ちを、意見として家庭、学校、地域、行政等の場で伝えること。

(3) 仲間をつくり、集まること。

(4) 子どもの意見は、おとなの意見と同じように価値あるものとして尊重されること。

(かけがえのない時を過ごすこと)

第10条 子どもは、かけがえのない時を過ごすために、次に掲げることが保障されます。

(1) 自分の成長にあわせて、憩い、遊び又は学ぶこと。

(2) ゆったりと安心できる場所で休み、自由に過ごす時間を持つこと。

(3) 生活習慣を学び、成長に応じた教育を求め、かけがえのない時間をより充実させること。

(4) 様々な文化や芸術、スポーツ等に触れて、親しみ、豊かな自己や表現力をはぐくむこと。

(社会の中で育つこと)

第11条 子どもは、社会の中でよりよく育つために、次に掲げることが保障されます。

(1) 住民自治や地域活動に参加し、自らの思いをより確実なものにすること。

(2) 地域住民としての知識や能力をはぐくむこと。

(3) 地域に根ざした文化の伝承を受け、地域社会をよりよく知ること。

(支援を求めること)

第12条 子どもは、支援を求めるために、次に掲げることが保障されます。

(1) 不安になっていることや困っていることを、相談すること。

(2) 心身が傷つけられそうになったら、助けを求めること。

(3) 自分の権利の実現に向けて、助言や援助を求めること。

